2　各締約国は、自国の権限のある当局が、関連の分野別附属書に規定する自国の関係法令及び運用規則に定める確認基準を施設が満たしていることの確認を行うための施設の検証を自国の関係法令及び運用規則に従って実施するために必要な権限を有することを確保する。

第五条

1　一方の締約国は、登録を受けた適合性評価機関が関連の分野別附属書に規定する他方の締約国の関係法令及び運用規則に定める指定基準を満たすことを、監査、検査、監視その他の適切な方法を通じて確保する。一方の締約国の指定当局は、適合性評価機関の指定基準を適用するに当たり、他方の締約国の関係法令及び運用規則に定める要件に関連する適合性評価機関の理解及び経験について考慮を払うべきである。

2　各締約国は、確認を受けた施設が関連の分野別附属書に規定する自国の関係法令及び運用規則に定める確認基準を満たすことを、自国の関係法令及び運用規則に従い、かつ、試験の監査、検査、監視その他の適切な方法を通じて確保する。

3　一方の締約国は、他方の締約国に対し、登録を受けた適合性評価機関又は確認を受けた施設が関連の分野別附属書に規定する関係法令及び運用規則に定める指定基準又は確認基準をそれぞれ満たしているかどうかについて理由を示した疑義を書面により提示することにより、当該適合性評価機関又は当該施設に対する検証を他方の締約国の法令及び運用規則に従って実施するよう要請することができる。

4　一方の締約国は、要請があった場合には、他方の締約国の検証手続についての一方の締約国の継続的な理解を維持するために、他方の締約国の指定当局が行う適合性評価機関の検証又は他方の締約国の権限のある当局が行う施設の検証に当該適合性評価機関又は当該施設のそれぞれの事前の同意を得てオブザーバーとして参加することができる。

5　両締約国は、適合性評価機関の指定を行うために使用し、及び登録を受けた適合性評価機関が指定基準を満たすことを確保する方法（第三者の与える保証による方法を含む。）に関する情報並びに確認を受けた施設が確認基準を満たすことを確保する方法に関する情報を、第八条の規定に基づいて設置される相互承認に関する合同委員会が決定する手続に従って交換する。

6　一方の締約国は、自国の登録を受けた適合性評価機関が他方の締約国の適合性評価機関と協力するよう奨励すべきである。

第六条

1　一方の締約国は、自国の指定当局が登録を受けた適合性評価機関の指定の効力を停止した場合には、その旨を直ちに他方の締約国及び相互承認に関する合同委員会に通報する。当該適合性評価機関の登録については、その通報を相互承認に関する合同委員会における他方の締約国の共同議長が受領した日から、その効力を停止する。他方の締約国は、効力が停止された時までの間において当該適合性評価機関が実施した適合性評価手続の結果を受け入れる。

2　一方の締約国は、自国の指定当局が登録を受けた適合性評価機関の指定の効力の停止を解除した場合には、その旨を直ちに他方の締約国及び相互承認に関する合同委員会に通報する。当該適合性評価機関の登録の効力の停止については、その通報を相互承認に関する合同委員会における他方の締約国の共同議長が受領した日から解除される。他方の締約国は、登録の効力の停止が解除された日以降において当該適合性評価機関が実施した適合性評価手続の結果を受け入れる。

第七条

1　一方の締約国は、他方の締約国の登録を受けた適合性評価機関又は他方の締約国の確認を受けた施設が関連の分野別附属書に規定する関係法令及び運用規則に定める指定基準又は確認基準をそれぞれ満たしていることについて、異議を申し立てることができる。この異議の申立てについては、当該申立ての理由に関する客観的な説明を付して、相互承認に関する合同委員会及び他方の締約国に対して書面により通報する。相互承認に関する合同委員会は、その通報が行われた日の後二十日以内に当該申立てについて討議する。

2　両締約国は、相互承認に関する合同委員会が合同検証を実施することを決定した場合には、異議の申立ての対象となった適合性評価機関を指定した指定当局の参加及び当該適合性評価機関の事前の同意を得て、適時に合同検証を行う。相互承認に関する合同委員会は、できる限り速やかに問題を解決するため、当該合同検証の結果について討議する。

3　異議の申立ての対象となった適合性評価機関の登録については、当該申立ての通報が行われた日の後十五日目の日又は相互承認に関する合同委員会が登録の効力の停止を決定する日のうちいずれか早い方の日から相互承認に関する合同委員会が当該適合性評価機関の登録の効力の停止の解除を決定する時までの間、その効力を停止する。登録の効力が停止された場合であっても、異議の申立てを行った締約国は、登録の効力を停止された日までの間において当該適合性評価機関が実施した適合性評価手続の結果を受け入れる。

4　相互承認に関する合同委員会は、施設についての異議の申立てに関する問題をできる限り速やかに解決するため、締約国又は両締約国がとる措置について決定する。

5　4に規定する異議の申立てを行った一方の締約国は、相互承認に関する合同委員会における他方の締約国の共同議長が1に規定する通報を受領した日から相互承認に関する合同委員会が別段の決定を行う日までの間においては、当該申立ての対象となった施設の確認の受入れ及び当該施設が作成したデータの受入れを義務付けられるものではない。

第八条

1　この議定書の規定の効果的な運用について責任を負う機関として、両締約国の代表から成る相互承認に関する合同委員会をこの議定書の適用の日に設置する。

2　相互承認に関する合同委員会は、コンセンサス方式により決定を行い、及び勧告を採択する。相互承認に関する合同委員会は、いずれかの締約国の要請により、両締約国の共同議長の下で会合する。相互承認に関する合同委員会は、小委員会を設置し、及び当該小委員会に対して特定の任務を委任することができる。相互承認に関する合同委員会は、その手続規則を採択する。

3　相互承認に関する合同委員会は、この議定書の規定の運用に関する全ての事項を検討することができる。相互承認に関する合同委員会は、特に、次の事項について責任を負い、及び決定する。

(a)　適合性評価機関の登録、登録の効力の停止、登録の効力の停止の解除及び登録の取消し

(b)　登録を受けた適合性評価機関及び確認を受けた施設の一覧表を分野ごとに作成し、別段の決定を行う場合を除くほか、これを公表すること。

(c)　この議定書に定める情報の交換を行うための適切な方法の確立

(d)　前条2及び次条1(c)に規定する合同検証を実施するための各締約国の専門家の任命

4　両締約国は、この議定書の規定の解釈又は適用において問題が生じた場合には、相互承認に関する合同委員会を通じて友好的な解決を図るよう努める。

5　相互承認に関する合同委員会は、新たな分野別附属書についての交渉の調整及び促進について責任を負う。

6　一方の締約国は、少なくとも毎年、他方の締約国及び相互承認に関する合同委員会に対し、確認を受けた施設の一覧表を提供する。

7　相互承認に関する合同委員会が行う決定については、書面により各締約国に速やかに通報する。

8　両締約国は、相互承認に関する合同委員会を通じて、次のことを行う。

(a)　分野別附属書に規定する関係法令及び運用規則のうち、この議定書に関連する条項又は附属書を特定し、相互に通報すること。

(b)　分野別附属書に規定する関係法令及び運用規則の実施に関する情報を交換すること。

(c)　この議定書に関連する法令及び運用規則について予定される変更を、当該変更の効力発生の前に相互に通報すること。

(d)　指定当局、権限のある当局、登録を受けた適合性評価機関及び確認を受けた施設について予定される変更を相互に通報すること。